

## 1 「福祉の奈良モデル」の考え方

### 【基本的な考え方】

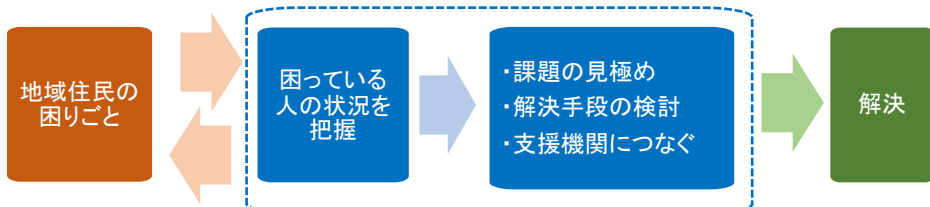
- ・困っている人を誰一人排除せず助ける
- ・地域の限られた人的、物的資源を活用してチームで活動する
- ・寄り添い型福祉モデルを構築

### 【福祉に対する奈良県の思い】

- ・県の役割をしっかりと果たしたい
- ・福祉を徹底的にやりたい
- ・県の努力で社会保障を充実させたい

## 2 これまでの検討経緯

- 庁内検討の実施  
→ 地域住民の困りごとの把握から適切な支援への接続の仕組みの検討



- 「包括的支援体制構築に向けた実態調査」の実施（令和2年度）  
→ 市町村の福祉の各分野の窓口への相談事例をもとに、制度の狭間や複合的な課題の実態とその支援体制を調査
- 「福祉の奈良モデル検討懇談会」の開催（令和2年12月）  
→ 社会保障分野における県の役割を検討するため、知事と有識者（中央大学教授 宮本太郎氏、上智大学教授 香取照幸氏）との懇談会を実施
- 「奈良県社会福祉審議会」の開催（令和3年8月）  
→ 「福祉の奈良モデル」の構築について有識者から意見聴取（委員長：奈良県社会福祉協議会副会長 辻村 泰範氏）

## 3 今後の取組

### （1）（仮称）奈良県地域福祉の推進に関する条例の制定

今後の奈良県の福祉の取組の基本姿勢を示す条例を制定

### （2）第4期「奈良県地域福祉計画」の策定

#### ① 計画の位置づけ

（法的位置づけ）

社会福祉法第108条に規定（努力規定）

- ✓ 福祉の各分野における共通事項を定める上位計画
- ✓ 市町村の地域福祉推進のための取組を支援する市町村支援計画

（本県の取組）

- ✓ 本県においては、自らも主体的に取り組む県域の地域福祉計画として策定

#### ② 計画期間

令和4年度～8年度（5年間）

（現行計画 令和元年～令和3年度（3年間））

#### ③ 策定方法

「奈良県地域福祉推進計画策定委員会」を開催し、有識者から意見聴取のうえ策定

- ・ 市町村との意見交換の実施
- ・ 厚生委員会での報告、パブリックコメントによる意見聴取を経て、議案上程